

1. はじめに

修学旅行は単なる観光旅行ではなく、文部科学省の学習指導要領に於いて特別活動のひとつとして位置づけられ、諸外国にも類例のない教育活動です。

その教育的意義は大きく、学校生活に於ける諸活動の中でも参加する生徒にとって最も強い印象として残り得る極めて価値のある教育的体験活動です。

そこで、修学旅行実施において「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を極力図り、充実した修学旅行を実現していくため、各種ガイドラインに基づいた対策を講じて、安心・安全な修学旅行を実施したいと考えます。

2. 具体的な対策にあたっての考え方

一般社団法人日本旅行業界が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」をもとに下記の項目に基づいて対策を講じます。

- (1) 主な感染経路である飛沫感染と接触感染のそれぞれのリスクに応じた対策。
- (2) 飛沫感染を防止するため、換気の状態を考慮しつつ、人と人の距離を確保する。
- (3) 接触感染を防止するため、他者と共有する物品や手を触れる場所の頻度を特定し、対策を講じる。

3. 修学旅行の実施にあたって

- (1) 修学旅行の参加にあたって、保護者から参加同意書を提出いただく。
- (2) 修学旅行出発時点で、コロナ発生による臨時休業になっている場合は、延期または中止する。
- (3) 修学旅行出発時点で、本人または家族が、発熱、喉の痛み等、コロナ感染と疑わしき症状の場合は、参加を取りやめていただく。
- (4) 修学旅行中に感染・濃厚接触となった場合は、保健所・医療機関の指示に従い対応する。現地の病院等に隔離された場合、それ以後は保護者に対応いただく。

4. 具体的な感染防止対策

- (1) バス車中、宿泊部屋の別にかかわらず、食事、入浴、就寝の時間以外は、マスクを着用する。バス酔いの場合は、ハンカチ等の代用品で対応する。
- (2) マスク、手を拭くタオルやハンカチ等は、1日1枚を各自準備する。
- (3) 各自、体温計を持参し、毎朝の検温を記録するとともに、教員は健康確認をする。
- (4) バス乗車時、ホテル到着時には、手指を消毒する。(消毒用アルコールの準備)
- (5) 食事中は会話をしない。
- (6) 食事は、他の団体と密になる場所や時間帯を避ける。
- (7) 入浴について、大浴場は本校生徒のみの貸し切り時間に利用する。貸し切りが出来ない施設については、各部屋の風呂を利用する。
- (8) 本校生徒、教員、添乗員以外との接触を極力避け、人と人との距離を確保する。
- (9) サービスエリア等では、レストラン、施設内での飲食をしない。
- (10) 修学旅行中に、発熱、喉の痛み、倦怠感など、コロナ感染と疑わしき症状を発症した場合、旅行業者の指示に従い、隔離スペースの確保等を行い、事後の行程を検討する。